

多治見都市計画地区計画の変更(多治見市決定)

都市計画西部緑のまち地区地区計画を次のように変更する。

名	称	西部緑のまち地区地区計画		
位	置	多治見市喜多町8丁目、9丁目、10丁目の各一部		
面	積	約4.9ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は多治見市街地西部に位置し、土地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設及び宅地が整備された。</p> <p>本計画は、土地区画整理事業により創出された良好な居住環境の悪化を未然に防止するとともに、秩序ある市街地を計画的に誘導し、良好な居住環境を将来にわたって維持・発展させていくことを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>良好な居住環境を有する低層専用住宅地としてのまちなみ形成を目指し、建築物等の規制・誘導を推進し郊外住宅にふさわしい緑豊かでゆとりある居住環境の形成と合理的な土地利用を図る。</p>		
	地区施設の整備の方針	<p>土地区画整理事業及び宅地開発事業により整備された地区施設について、その機能・環境が損なわれないよう維持・保全に努める。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>美観上等の配慮から垣または柵の構造を規制し落ち着きのある良好な居住環境が形成されるよう誘導する。</p>		
地区整備に関する事項	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	西部緑のまち
			地区の面積	約4.9ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる用に供する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項に基づく同法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の3に定めるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>		

		<p>(6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令130条の4に定める公益上必要な建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に付属するもの（政令第130条の5第1号、第3号及び第5号に定めるもの及び床面積の合計が3.3㎡を超える畜舎を除く。）</p>
	壁面の位置の制限	門柱及び門扉の外壁等から道路境界線までの距離は、0.5m以上とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物及び建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱は、刺激的な原色や装飾を避け落ち着いたものとする。
	かき又はさくの構造の制限	<p>1. ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>2. 道路境界から1.0mの区域及び道路境界の投影面にかき又はさくを設ける場合は、生垣あるいは透視性のあるフェンスとする。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎でブロック等これらに類するものの高さが0.6m以下のもの又は門柱及び門扉を設けるときは、左右の袖の同一境界線への投影長さの合計が2.5m以下のものはこの限りではない。</p>
備考（その他の都市計画）		<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域：第1種低層住居専用地域 建ぺい率 50% 容積率 80% ・高さ制限：10m

「区域、地区整備計画の区域の区分は、計画図表示のとおり。」

理由

都市計画用途地域において「建築物の容積率の最高限度」、「建築物の建ぺい率の最高限度」及び「建築物等の高さの最高限度」については既に定められているため本地区計画の建築物等に関する事項から削除するもの。